

毎週火、金曜日発行(但休日当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人妻規則 不利益処分についての不服申立てに関する規則
- 公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人妻告示 不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式

人事委員会規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第五号

不利益処分についての不服申立てに関する規則

第一節 総則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号。以下「法」という。)第八条第七項及び第五十一条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)の手續及び審査の結果執るべき措置に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者)

第二条 当事者とは、審査請求人又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)及び処分者という。

2 処分について審査請求をする者を審査請求人、異議申立てをする者を異議申立人、処分を行なった者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行なった後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに

相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人)

- 第三条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。
- 2 人事委員会は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
- 3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職業を人事委員会に届け出なければならない。
- 4 当事者は、代理人を二人以上選任した場合においては、代理人のうちから書類の送付を受けるべき者一人を指定し、その者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。書類の送付を受けるべき者を変更した場合も同様とする。
- 5 第三項の規定による届出のあつた代理人は、当事者のため、その事案の審査に關して必要な行為をすることができ。ただし、不服申立ての全部又は一部を取

り下げることができない。

第二節 不服申立て

- (不服申立て)
- 第四条 処分についての法第四十九条の二第一項の規定による不服申立ては、審査請求書又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。
- 2 不服申立書には、次の各号に掲げる事項を記載し、不服申立人が記名押印しなければならない。
 - 一 処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属部局
 - 三 処分を行なつた者の職及び氏名
 - 四 処分内容及び処分を受けた年月日
 - 五 処分があつたことを知つた年月日
 - 六 処分に対する不服の理由
 - 七 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

八 法第四十九条第一項又は第二項に規定する処分説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、その経緯

九 不服申立ての年月日

- 3 不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各一通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、この限りでない。
- 4 不服申立書の記載事項に変更を生じた場合には、不服申立人は、そのつど、その旨をすみやかに人事委員会に届け出なければならない。
- (不服申立ての受理及び却下)
- 第五条 不服申立書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限について調査し、不服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。
- 2 前項に規定する調査の結果、不服申立書に不備の点

がある認められるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、不服申立人への補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

- 3 不服申立人が前項の補正命令に従わなかつた場合には、人事委員会は、不服申立てを却下することができる。
- 4 人事委員会は、不服申立てを受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付しなければならない。不服申立てを却下すべきものと決定したときは、その旨を不服申立人に通知しなければならない。
- 第三節 審査の手続
- (審査の併合及び分離)
- 第六条 人事委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相關連する事案に係る数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、これを併

合して審査することができる。人事委員会は、必要があると認めるときは、併合した審査を分離することができる。

2 前項の規定により審査を併合し、及び分離する場合においては、人事委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

3 審査の併合に係る事案の不服申立人は、それらのうちから代表者一名を選任し及び解任することができる。この場合、不服申立人は、代表者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。

4 不服申立人が、代表者を選任した場合には、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(書面審理)

第七条 人事委員会は、書面審理を行なう場合においては、期限を定めて、不服申立人に対し証拠の提出を求めるとともに、期限を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、答弁書が提出された場合には、不服申立人によるその写しを送付し、必要があると認めるときは、期限を定めて、反論書の提出を求めることができる。

3 人事委員会は、反論書が提出された場合には、処分者にその写しを送付しなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、又は立証を求めることができる。

5 当事者は、審査が終了するまでは、人事委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与えられるよう申し出ることができる。

6 当事者は、審査が終了するまでは、何時でも人事委員会に対し、証拠の申出をすることができる。ただし、人事委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

7 人事委員会による証人の喚問は、次の各号に掲げる事項を記載した呼出状により行なわなければならない。

一 証人として指名された者の氏名及び住所

二 出頭すべき日時及び場所

三 陳述を求めようとする事項

8 人事委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行なわせなければならない。

9 人事委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、口述書の提出を求めることができる。

一 口述書を提出すべき証人の氏名及び住所

二 口述書を提出すべき日時及び場所

三 口述書により陳述を求めようとする事項

10 人事委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。

11 人事委員会が書証を所持する者に対して書類又はその写しの提出を求める場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、これを行なわなければならない。

一 書類又はその写しを提出すべき者の氏名及び住所

二 書類又はその写しを提出すべき日時及び場所

三 提出すべき書類又はその写し

12 人事委員会は、書面審理のつど、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

(口頭審理)

第八条 人事委員会は、口頭審理を行なう場合においては、そのつど、書面で口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。

2 人事委員会は、口頭審理の準備のため、期限を定めて、前条第一項の答弁書又は同条第二項の反論書の提出を求めることができる。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。

4 人事委員会は、口頭審理において、発言を許し、若し

くはその指揮に従わない者の発言を禁止し、又は人事委員会の職務の執行を妨げる者若しくは不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置を執ることが出来る。

5 人事委員会は、口頭審理を終了するに先き立つて、当事者に対して、最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出することが出来る機会を与えなければならない。

6 前条第四項、第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定は、口頭審理について準用する。

(準備手続)

第九条 人事委員会は、必要があると認めるときは、人事委員会の委員又は事務職員をして口頭審理の準備手続を行なわせることができる。

2 準備手続においては、当事者は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

- 一 口頭審理の期日に関する事項
- 二 事実の整理に関する事項
- 三 証拠の整理に関する事項

四 その他必要な事項

3 人事委員会は、準備手続における協議のつど、準備手続調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。この場合においては、第七条第十二項後段の規定を準用する。

(不服申立ての取下げ)

第十条 不服申立人は、人事委員会が事案について裁決又は決定(以下「判定」という。)を行なうまでの間は、何時でも、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立ての取り下げは、書面での旨を人事委員会に申し出て行なわなければならない。

3 取り下げのあつた不服申立ての部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

(審査の打切り等)

第十一条 人事委員会は、不服申立人の所在不明等により審査を継続することができなくなつたと認める場合においては、審査を打ち切ることができる。

2 人事委員会は、処分者とその処分を取り消した場合においては、審査を打ち切るものとする。

3 不服申立人は、処分者による処分の修正を受けた場合においては、直ちに、係属中の不服申立てを継続するか又は取り下げるかを人事委員会に申し出なければならない。

第四節 審査の結果執るべき措置

(判定)

第十二条 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、すみやかに判定を行ない、裁決書又は決定書(以下「判定書」という。)を作成しなければならない。

2 判定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、委員各員が署名押印しなければならない。

- 一 主文
- 二 事実及び争点
- 三 理由
- 四 判定の日付

3 人事委員会は、判定書の正本を当事者に送達しなければならない。この場合においては当事者に判定に対する審査(以下「再審」という。)の請求の権利がある旨をあわせて通知するものとする。

(指示)

第十三条 人事委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

第五節 再 審

(再審の請求)

第十四条 当事者は、次の各号の一に該当する場合においては、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

- 一 判定の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- 二 事案の審査の際提出されなかつた新たなかつ重大な証拠が発見された場合

- 三 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合
 - 2 再審の請求は、判定のあつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならない。
 - 3 再審の請求は、書面で行なわなければならない。
 - 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。
 - 一 再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 判定の内容及び時期
 - 三 再審を請求する理由
- (再審の請求の受理及び却下)
- 第十五条 人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限及び再審の請求の理由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

- 2 人事委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。
 - 3 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項に規定する調査の結果について準用する。
- (職権による再審)
- 第十六条 人事委員会は、第十四条第一項各号に掲げる再審の理由があると認めるときは、職権により再審を行なうことができる。
- (審査の手続)
- 第十七条 第三節(第八条及び第九条の規定を除く。)の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。
- (審査の結果執るべき措置)
- 第十八条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の判定を正当であると認める場合には、これを確認し、

- 2 第十二条第一項、第二項及び第三項前段並びに第十三条の規定は、前項の場合に準用する。
- 第六節 審査及び再審の費用
- 第十九条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。
- 一 第七条第六項(第八条第六項で準用する場合を含む。)の規定により、当事者が申出をした以外の者で、人事委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当
 - 二 人事委員会が職権で行なつた証拠調に関する費用
 - 三 人事委員会が文書の送達に要した費用
- 第七節 雑 則
- 第二十条 この規則に定めるものを除くほか、処分につ

- いての不服申立ての手続及び審査の結果とるべき措置に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、昭和三十八年三月五日から施行する。
 - 2 職員の不利益処分に関する審査に關する規則(昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第四号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
 - 3 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第六十一号。以下「整理法」という。)の施行前に提起された審査の請求については、なお従前の例による。
 - 4 整理法施行後、この規則の施行前に提起された不服申立てについては、旧規則の規定によつてされた手続は、この規則の相当規定によつてされた手続とみなす。
 - 5 この規則の施行前に行なわれた判定に係る再審の請求期間については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第六号

公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則

公務災害補償の審査に関する規則(昭和二十七年八月鳥取県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は、」の下に「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第四十五条第二項の規定に基づき、」を加える。
第二条の見出しを「(審査の申立て)」に改め、同条第一項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改め、「審査請求書」を「審査申立書」に改める。
第二条第二項中「審査を請求しようとする者」を「審査を申し立てようとする者」に改め、「請求者」を「審査申立人」に改め、「審査請求書」を「審査申立書」に改める。

「審査請求書」を「審査申立書」に改める。

第二条第三項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、「請求者」を「審査申立人」に改める。

第三条第一項中「請求者」を「審査申立人」に改める。

第四条の見出しを「(審査の申立ての受理及び却下)」に改め、同条第一項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、「請求者」を「審査申立人」に改め、「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第四条第二項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、「請求者」を「審査申立人」に改める。

第四条第三項中「請求者」を「審査申立人」に改め、「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第四条第四項中「審査請求書」を「審査申立書」に改め、「請求者」を「審査申立人」に改める。

第六条中「審査請求書」を「審査申立書」に改める。

第七条の見出しを「(審査の申立ての取下げ)」に改め、同条中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第八条第三項中「写」を「正本」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの次のように改める。

別記様式第一号

公務災害補償の審査申立書

地方公務員法第45条第2項の規定に基づき、次のとおり公務災害補償の審査を申し立てます。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

審査申立人氏名

印

1 災害を受けた者の氏名

住所

生年月日

災害発生当時の職

所属地方公共団体

所属部局

2 審査申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは

その氏名

住所

生年月日

職員との続柄又は関係

3 補償の実施機関

4 補償に関する実施機関の措置及び年月日

5 異議を述べようとする事項

6 申立ての理由

様式第2号

公務災害補償の審査申立書記載事項変更届

昭和 年 月 日付提出の審査申立書の記載事項を下記のとおり変更いたします(いたしました)のでお届けします。

変更事項

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

審査申立人氏名

印

様式第3号

代理人選任(解任)届
審査申立人
補償実施機関

上記当事者間の公務災害補償申立事案について下記のとおり代理人を選任(解任)しましたからお届けします。

代理人の氏名
住所
職名(職業)
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

審査申立人(補償実施機関) 印
(注)添付書類 委任状(ただし、選任届のみに添付すること。)

様式第3号の2
委任状

昭和 年 月 日付をもって審査申立人〇〇〇〇が鳥取県人事委員会に申立てを行なった公務災害補償の審査

申立事案について、代理人としての権限を下記の者に委任する。

1 代理人の氏名
住所

職名(職業)
2 代理権の範囲
昭和 年 月 日
委任者(審査申立人又は補償実施機関) 氏名 印

様式第4号

公務災害補償の審査申立取下申出書

昭和 年 月 日付提出の公務災害補償の審査の申立ての全部(〇〇の部分)を下記の理由により取り下げます。

理由

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

審査申立人氏名

印

附 則

この規則は、昭和三十八年三月五日から施行する。

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰午

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

第十条の二(見出しを含む。)中「審査及び再審の費用」を「審査の費用」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十八年三月五日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第三号)第十一条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式を次のとおり定める。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰午

様式第1号

勤務条件の措置要求書

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

要求者氏名

印

1 要求者職

所属部署

00019

住所

氏名

2 要求事項

3 要求事由

4 交渉経過の概要

様式第2号

勤務条件の措置要求取下申出書

昭和 年 月 日付提出の勤務条件に関する措置の要求の全部(〇〇の部分)を下記の理由により取り下げます。

理由

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

要求者氏名

印

鳥取県人事委員会告示第三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第五号)第二十条の

規定に基づき、不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式を次のとおり定める。

昭和三十八年三月五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

様式第1号

審査請求書

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、次のとおり不利益処分に関する審査を請求します。

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者氏名

住所

生年月日

1 処分を受けた当時の職及び所属部署

2 処分を行なった者の職及び氏名

3 処分の内容及び処分を受けた年月日

4 処分があつたことを知つた年月日

5 処分に対する不服の理由

00011

6 審理方法に対する請求(公開口頭審理、非公開口頭審理及び書面審理の別)

7 処分説明書の交付を受けた年月日

(処分説明書が交付されなかつたときは、その経緯)

8 不服申立ての年月日

様式第2号

代理人 選任届

請求者

処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について、下記の者を代理人に選任しましたからお届けします。

記

1 氏名

2 住所

3 職名(職業)

4 連絡先及び電話番号

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者

処分者

印

添付書類

委任状1通

様式第3号

代理人 解任届

請求者

処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について選任しました下記代理人は昭和 年 月 日解任しましたからお届けします。

記

1 氏名

2 住所

3 職名(職業)

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者

印

様式第4号
審査請求書記載事項変更届
請求者
処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案の請求書記載事項について、下記のとおり変更いたします(いたしました)のでお届けします。

記

- 1 書面審理(口頭審理)を口頭審理(書面審理)とします。
- 2 公開(非公開)を非公開(公開)とします。
- 3 請求者(代理人)は昭和 年 月 日住所を下記のとおり移転しました。

旧住所
新住所
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

様式第5号
併合審査請求書
請求者(代理人) 印
処分者○○○○が行なった下記不利益処分に関する不服申立ては併合審査を請求します。

記

処分年月日	処分内容	処分者	被処分者

昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿
請求者氏名 印
住所
請求者氏名 印

様式第6号
答弁書(再答弁書)
請求者

処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案に関する貴委員会の昭和 年 月 日付 鳥人委第 号答弁書提出要求は昭和 年 月 日受領しましたので、別紙のとおり答弁(再答弁)します。
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

処分者(代理人) 印

様式第7号

反論書(再反論書)
請求者
処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について昭和 年 月 日付の処分者の答弁書(再答弁書)に対して別紙のとおり反論(再反論)します。
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人) 印

様式第8号

証拠申出書
請求者
処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について、下記の証拠調の申出をします。
記

- 1 証拠の表示
 - 2 証拠の所在
 - 3 証明しようとする事項
- 昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人) 印
処分者(代理人)

様式第9号

証人調申請書
請求者
処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について、下記のとおり証人調を申請します。

記

- 1 証人の職名(職業)及び氏名 住所
- 2 証言を求めようとする事項
(1)
(2)
- 3 証言を求める期日 昭和 年 月 日第 回口頭審理
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人) 処分者(代理人) 印

様式第10号

文書提出申立書

請求者 処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について

て、下記のとおり文書の提出を求められるよう申請します。

記

- 1 文書の表示
- 2 文書の趣旨
- 3 証明しようとする事実
- 4 文書の所持者

氏名 住所 職名(職業)
昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人) 処分者(代理人) 印

様式第11号

審理期日変更申請書

請求者 処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案について、第 回口頭審理日時を昭和 年 月 日午前(後)時からと指定されましたが、同日は請求者(処分者)本人、代理人とも下記理由によつて出席できませんので、審理期日を昭和 年 月 日(以降)に変更して下さい。よう申請します。

記

昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人) 処分者(代理人) 印

様式第12号

審査請求取下申出書

請求者 処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案に関する審査の請求の全部(〇〇の部分)を下記の理由により

取り下げます。

記

理由 昭和 年 月 日
鳥取県人事委員会殿

請求者(代理人) 処分者(代理人) 印

様式第13号

再審請求書

請求者 処分者

上記当事者間の昭和 年(不)第 号事案の判定につき、下記のとおり再審を請求します。

記

- 1 再審請求者の氏名 住所
生年月日
- 2 判定の日付

- 3 判定の内容
- 4 再審を請求する具体的理由

昭和 年 月 日

鳥取県人事委員会殿

請求者 (代理人)
処分者 (代理人)

印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市印旛町
鳥取県鳥取市三五〇五(三五〇五)
鳥取県鳥取市三五〇五(三五〇五)
鳥取県鳥取市三五〇五(三五〇五)